

北海道恵庭北高等学校 生徒指導部通信	たくがく 拓学	2024年4月9日 第1号
-----------------------	------------	------------------

学校生活のきまり

1. 登下校、欠席、遅刻、早退について

- (1) 登校時刻は、午前8：40までに教室に入る。
- (2) 『欠席』、『遅刻』、『早退』の連絡は、保護者が午前8：30までに学校へ連絡する。
(「Googleフォームによる出欠連絡システム」を使い連絡する。)
- (3) 『遅刻』した際は、職員室にて『遅刻／入室許可カード』を記入し、担任(担任不在の場合は学年の先生)に許可を得て教室に入る。(直接教室に行かない)
- (4) 『早退』する際は、担任と家庭との間で連絡の上、職員室にて『早退届』を記入し下校する。(無断早退をしない)
- (5) 下校は、帰りのSHRが終了しだい速やかに帰宅する。部活動終了後は速やかに下校する。
- (6) 自転車通学をする場合は、『自転車通学許可願』を提出し、本校指定ステッカーを自転車に貼り付ける。

2. 外出・外泊について

[恵庭市生徒指導協議会・恵庭市教育委員会(少年育成センター) より]

- (1) 帰宅時刻は、午後9時までとする。
- (2) 深夜外出や無断外泊はしない。
- (3) 娯楽場及び高校生として不適当と見なされる場所への出入りはしない。

3. 身だしなみについて

※「いつでも面接試験に臨める状態」が基準

- (1) 登下校時は、制服を着用する。休業日に部活等で登校する場合は、スクールジャージまたはチームジャージも可とする。なお、体育の授業がある場合、指定ジャージでの登下校を認める。
- (2) 制服の着崩し・変形はしない。
- (3) カーディガンは本校指定のものを着用する。
- (4) スカート丈は膝頭が隠れるようにする。
- (5) 制服の破損や汚れの場合は、担任に相談の上、本校指定ジャージを着用する。その際『異装届』を提出する。
- (6) 頭髮は清潔を心がける。極端な刈り上げ・パーマ・染色・脱色等の加工はしない。ヘアドライヤーやヘアアイロンによる髪の毛の傷みで色が変色した場合も改善指導の対象とする。髪の毛の長さは目に大きくかからない。
- (7) 化粧やカラーコンタクト、ピアス、指輪等のアクセサリーはしない。リップクリームは無色とする。
- (8) 上靴は本校指定のものを履く。かかとを踏んだり、装飾をしない。

4. 授業について

- (1) 進路実現に向けて学ぶ姿勢を持ち、日々の授業に臨む。
- (2) 授業開始前には教室に入り、学習道具を準備し自席に着席する。
- (3) 授業開始後に遅れて入室する場合は職員室で『遅刻／入室許可カード』を記入し、担任(担任不在の場合は学年の先生)に許可を得て教室に入る。
- (4) 授業の始めと終わりはきちんと挨拶する。

5. マナーについて

- (1) 本校職員・来校者への元気の良い挨拶、正しい言葉遣いを励行する。
- (2) 職員室・準備室等を訪問する際は「失礼します。〇年〇組の〇〇です。〇〇先生いらっしゃいますか」と声をかける。
- (3) 昼食場所は教室内とし、廊下での飲食はしない。
- (4) 自転車通学、徒歩通学にかかわらず、交通ルールを守り安全に十分留意して登下校する。特に自転車利用においては、次のことを禁止する。なお、自転車通学時のヘルメットの着用は努力義務とする。



ヘッドホン等を使用しての運転

ヘッドホンやイヤホンを使用して音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音または声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。
【罰則：5万円以下の罰金】



携帯電話を使用しながらの運転

携帯電話を使用する時は自転車から降りて、他の歩行者の通行の妨げにならない場所で使用しなければなりません。
【罰則：6月以下の懲役または10万円以下の罰金】



二人乗り

バランスを崩しやすくなったり、ブレーキをかけてから止まるまでの距離が延びるなど、事故につながりやすくなりますので、二人乗りはしてはいけません。
【罰則：2万円以下の罰金または料料】



横に並んでの通行

自転車は原則、他の自転車と横に並んで通行することは出来ません。
【罰則：2万円以下の罰金または料料】



傘差し運転

傘差し運転は、片手運転となり危険な上、歩行者等にも危害を及ぼします。降雨時に自転車に乗る時は、雨合羽を着用しましょう。
【罰則：5万円以下の罰金】



無灯火

夜はもちろん、昼でも暗い場所(トンネル等)を通行するときは、ライトを点けなければなりません。
【罰則：5万円以下の罰金】

- (5) 電車やバス等を利用しての登下校には、一般乗客の迷惑にならないよう配慮する。
①優先席は譲り合いの心で／②リュックは降ろして通路を広く／③出入り口付近は広く開ける／④荷物は膝の上か網棚へ

6. 所持品について

- (1) 所持品には記名する。
- (2) 貴重品(現金等)の自己管理を徹底する。また担任に預ける。(特に移動教室)
- (3) 学校における教育活動に直接必要のないものを持ち込まない。(マンガ、ポータブルゲーム等)

7. スマホ・ケータイについて

- (1) 本校ではスマホ・ケータイの持ち込みを認めているが、その使用に際しては、家庭との連絡等の必要最小限とする。
- (2) スマホ・ケータイは「授業前に電源を切り」「カバンの中にしまう」「授業中には触れない」
- (3) 校内のコンセントでの充電(盗電)はしない。
- (4) 校舎内で歩きながら使用しない。

8. アルバイトについて

- (1) 1学年におけるアルバイトは、原則夏季休業以降から認める。
- (2) アルバイトを希望する場合、保護者向け文書『アルバイト規程および届出について』を読み、学業に支障のない範囲で行う。(スナック、居酒屋、ビール園など酒席を伴うアルバイトは禁止する)
- (3) 所定の届け出用紙を担任より受け取り、『アルバイト届』を必ず提出する。無断就労を絶対にしない。

9. 自動車免許取得について

- (1) 教習開始は、3年生後期中間考査後とする。この日以前に18歳の誕生日を迎えても通学できないので注意する。無断通学は特別指導の対象とする。
- (2) 自動車学校通学に際しては、本校の通学要領に従う。

子ども相談支援センター 相談窓口のお知らせ

- ・ いじめられている・・・
 - ・ 学校に行きたいのに行けない・・・
 - ・ 誰かに聞いてほしい・・・
- そんな時に、相談できる窓口があります。

●電話相談

 **0120-3882-56**

(無料、毎日24時間対応)

●メール相談

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

※急ぎの場合は電話相談を利用してください。